

1. 日 時 令和2年7月21日（火）9：30～11：30
2. 場 所 福島市市民会館401号室
3. 出席者 委員13名、オブザーバー2名、市（事務局含む）8名、傍聴者3名
4. 次 第 別紙のとおり
5. 内容要旨

1 議 事

- ① （仮称）松川水原太陽光第1・2発電所に対する意見について
- ② その他

【質疑応答要旨】

- (1) 議事① （仮称）松川水原太陽光第1・2発電所に対する意見について

〔事業者〕

「(1) 事業者及び共同申請者による事業形態について」資料2「事業推進体制図」を用いて説明。  
○マッコーリージャパン株式会社（申請者）及びジェイアイジーホールディングス有限会社はマッコーリーグループの日本の会社であり、それぞれが匿名組合出資、ジェイアイジーホールディングス有限会社が持ち分出資100%で松川水原太陽光発電事業合同会社（SPC）を構成。  
○クラスタークリーンエナジー3合同会社（共同申請者）は再エネ法対象になっていない非農地化した土地をすべて持っており、再エネ法対象の土地も、農地転用後はクラスターが所有することになる。  
○EPCからの下請け企業は地元企業を想定しており、電気主任技術者は地元の経験のある有資格者を想定。

〔会 長〕

地域住民の方々も委員として出席されているため、どのような状況なのかお教えいただきたい。

〔委 員〕

地元の説明会はある程度終わったが、その中では事業に対する反対はなかった。一番の太陽光への不安は、大雨と風。これから車が出入りすると苦情が挙がるかもしれない。

〔委 員〕

私も反対しているわけではないが、なるべく雨が降っても土砂が流れないような設計にしていきたい。水が出ても多少管理できるような調整池等を設計していただきたい。

〔会 長〕

発電事業そのものに対する反対は特に地元から出ていないが、昨今の異常気象の観点から水害に対する懸念が大きいため、そこに配慮いただきたいということかと思う。

〔事務局〕

「(2) 水害対策についてNo.1」を説明。

〔事業者〕

「(2) 水害対策についてNo.2～No.7」を説明。

- 水害対策に関しては、県や市から指導いただく要件はないが、宅地造成法に近い基準で市河川課と協議をし、災害防止策を設計している。
- 5条森林は防風林の役割をしていると聞いており、そちらは手を付けず残置する。

○また最低限の土木造成ということで具体的な目安は無いが、現状の計画は土地の広さに対して平均50cm程度掘削する。

〔農業委員会事務局長〕

No.4について、基本計画改定後、事業者から設備整備計画認定申請があり、市が認定する際に福島県知事の同意を得る。その際、市農業委員会に意見を聴くこととなり、総会で意見を決定するが、農業委員の方々が判断するための情報が必要。一番の関心は水害対策。総会で意見を述べるためにも必ず、簡易平明に説明いただきたい。

〔委員〕

表土の削り50cm以下とはパネル設置の場合のポールを立てる場所の50cmか。全体的に50cm以内を削り取りパネルを設置するのか。邪魔な木がなくても削るのか。

〔事業者〕

資料3「造成計画図」を用いて説明。

可能な限りパネルは切り盛りをしないところに立てる。切り盛り両方加え、土地の広さで平均すると50cmになる。25cm分切って、25cm分盛って50cm。埋め戻しても、少しでも動かしたら計算に入れている。

調整池については、河川課と協議し、おおむね合意しているものがあるため、おそらくは次の協議会までに図面に調整池を入れこんで説明できると思う。

〔委員〕

再エネ法対象ではない森林区域は山になっており、削らずにはパネルは設置できないと思う。

〔事業者〕

森林区域は木を切って整地するだけである。

〔委員〕

パネルを設置するのにポールを立てると思うが、そこに根があれば掘り起こす必要がある。再エネ法対象区域は木がそれほど生えていないが、森林の方は掘らなければならない。

〔事業者〕

木が生い茂っている部分はすべて抜根する。その上にポールを立て、パネルを設置し、最後に種子を吹き付ける。立体的に分析した上では、森林区域は表面を削るだけでパネルを設置できる。大規模に削るとまた水みちになってしまう。

〔委員〕

森林区域は木が多く、根も太いため、抜根しなければパネルは立たない。

〔事業者〕

パネルをはる事業地内は、基本的に木は伐採・抜根する。外には一切出さないことになっているため、伐採材はチップ化し、事業地内に薄く蒔く。色が付いている事業地内は、木がなくなると思ってもらって良い。色のついていないパネルだけはっているところは、木を切れば杭を打ってパネルが整地できるが、色が付いているところは、少しでも日当たりを良くするため、薄く切り盛りするのが基本。

〔副会長〕

平均50cmだから最小限というのはよくわからない。早急に切り盛り図等具体的に示していただかないと、比較的平坦なところの平均50cmと、起伏になっているところの50cmでは話が違ふ。

〔委員〕

先ほど事業者から木を伐採しチップ化して表土を削ったところに蒔くとの説明があったが、何本

くらい伐採して何cmくらい蒔けば、下に水が浸透して水が流れなくなるのか。

〔事業者〕

面積的にだいたい7～8cmが平均の厚みになる。

〔環境部長〕

大きな開発、大きな事業になる。地元の皆さんも安全な状況を願っていると思う。そこを議論し、対策をとっていただくことがこの協議会の役割だと考えている。次回協議会に排水計画あるいは調整池計画、造成計画等資料を示していただき、議論させていただければと思う。

〔事業者〕

現在協議進行中のため、次回の協議会にはお示しできると思う。

〔事業者〕

50年確率を基本に調整池をつくることにしているが、去年の台風で、下流域が水に浸ったため、心配が当然出てくると思う。調整池は大雨が降ったときにどれくらい、どういう形で受け止められるかという計算はすぐに出る。福島県内のある現場で50年確率で池をつくった場合、去年の大雨を50%の余力を持って受け止められるという計算値が出た。そのような形で次回説明させていただければご安心いただけると思う。

〔事業者〕

現状報告となるが、東八川、水原川の河川調査を行い、流量を計算し、その内容を基に調整池の設計の基本計画図を作成し、河川課に指導を仰いでいる。それを次回皆さんに説明し、地元の方、農業委員会の方へ説明させていただければと思う。

〔委員〕

東八川の砂防ダムをつくるときの説明では、100年に1回の雨のためにつくるとのこと。できるのであれば、砂防ダムと同じ100年に1回の大雨のために備えていただきたい。

〔事業者〕

今あったお話も、先ほどの副会長のお話も明確に説明できるように計画作成する。

〔会長〕

次回までに図面をご用意いただければと思うが、その際図面にスケールバーを入れてもらいたい。

〔事務局・市農業企画課〕

「(3) 資する取組についてNo.1～2」を説明。

〔事業者〕

「(3) 資する取組についてNo.3」を説明。

○事業用地は大半がすでに非農地化しており、土地を取得している。

○上限80.3MW中、現状では64MW分の土地が確保できており、残りの16MW分について本協議会を経て出力を増やさせていただきたいという背景があるため、増分16MW分の売上の3%強（年間約2,000万円）の寄付を提案させていただく。

○全体の80MWの3%を寄付すべきと指摘もあるかもしれないが、このプロジェクトの採算性は高いものではないため、全体の売上の3%はプロジェクトの継続性が難しい。

〔農業委員会事務局長〕

第1発電所の非農地判断を昨年したため、その部分は農地法を適用しない。当初、全体を再エネ法でやると地元の説明されてきたため、地元の方が納得するのかという懸念がある。法的には第2発電所が再エネ法適用となるが、これまでの経過を踏まえ+αにできないか。

〔委員〕

福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画内に売電の5%と打ち出しており、地元としても売電の5%を農業に関して使用できればと思うので、私としては5%を望みたい。

〔事業者〕

第2発電所40MW分は今提示している2倍強になる。プロジェクトの採算性が低くなり、融資が引けない可能性があるほか、有事の際の資金にも問題が生じる。弊社としては16MWから40MWに上げることも厳しく、3%から5%に上げては資金としては拠出できない。個別の援助は検討可能かもしれないが、現段階で全体額を増やすと、事業が継続できない危険性がある。

〔会長〕

前回の協議会でも3%だったと伺っており、妥当な数字かとも思うが、どうか。

〔委員〕

売上の何%という基準はそもそもハードルが高い。5%にこだわるか地元の農業振興に違った形で入れるかは今後継続協議かと思う。

〔委員〕

地元へ直接の支援という話があったが、私としては、行政の中にいったんお金を繰り入れ、市の担当と農業振興計画の中で使えるよう話をして進めるべきかと思う。事業が始まって来年、再来年あたりで地元還元をしたいというのであれば別だが。

〔農政部長〕

3%という数字が本当に厳しい数字なのか、委員にわかりやすい資料の提示は可能か。また、5%と計画内に記載されているので、3%とした場合、個別の他の部分で貢献ができないか検討する上でも、個別の部分について協議会の中できちんと担保できるのか確認したい。

〔環境部長〕

今協議会の中で決めるべきは基本計画の改定。資する取組のパーセンテージや別に地元貢献策を講じることについては、設備整備計画の中に具体的に明記いただくことになり、それで担保が取れるので、継続協議で事業者にも前向きに検討いただければと思う。一方で、環境部としては、長い期間にわたって安全にかつ健全な事業運営が必要だと考える。初期投資、維持管理経費、終わった後の撤去費用についても十分勘案した上で、全体の事業費の計画を立てていただきたい。

〔事業者〕

現在、事業地内の道路が一部崩落しており、工事期間中に補修を行う。これも一つの貢献だろう。長期的に何%というと経営的に難しいところがある。工事期間中であれば予算が取りやすいので、工事期間中に何か個別に貢献できないか含めてお考えいただければありがたい。

〔委員〕

一点確認したい。以前地元の農業委員会では再エネ法対象地以外の農地も含めて地域振興の対象にすると事業者から説明を受け、そのように地元へ説明したということか。そのときパーセンテージも事業者から言われていたのか。

〔事業者〕

パーセンテージの説明は特にはしていない。

〔農業委員会事務局長〕

当初は第1・2発電所すべて再エネ法でやると地元にも話をしてきた。地元の方にとって、再エネ法をやることのポイントは資する取組で、一番の関心事は水害対策。説明会で何%という話はなかったが、地元の方がどのように考えているのか今後十分に踏まえていただきたい。

〔委員〕

再エネ法の適用が、第2発電所だけになった経過を教えてください。

〔事業者〕

昨年福島市において10年に1回の農振地域の見直しがあり、事業地のうち今回協議会に諮っていない部分は農振から外れ、非農地証明をいただき、地目を山林に変えて土地を取得した。非農地証明が出なかった土地が今回の協議会で諮っている土地になる。

〔会長〕

今年度何回か審議があるが、この点はかなり大きな議論のあるところだと思う。何らかの落としどころにたどり着けるよう、引続き審議していければと思う。

〔市農業委員会事務局〕

「(4) 農地について」を資料4「農業委員会事務局作成図面」を用いて説明。

〔委員〕

昨年の総合見直しで除外したのは第1発電所のエリアか。そこを非農地証明で取得したのか。

〔市農業企画課〕

平成31年4月に変更を行った。農業振興地域内の農用地区域の部分については、第1発電所ではない赤い部分についても、農用地として活用されていない現状が確認できたので、農用地区域から除外した。

〔委員〕

第1発電所プラスそれ以外の部分も含めて除外し、非農地証明したということか。

〔市農業委員会事務局〕

赤色の部分が非農地証明した箇所になる。

〔農業委員会事務局長〕

対象事業地が農地であれば、農業委員会の許可が必要になる。第1種農地は転用許可できないが、再エネ法を適用した場合、第1種農地であっても転用が可能になる。

〔事業者〕

「(5) 売電収入について」～「(6) 地元貢献について」を説明。

OFIT期間終了後、事業がどのような形で成り立っているか想定するのが難しく、現段階で地元への寄付行為を約束するのは難しい。

〔委員〕

17.5年が経過した後も事業は継続し収益も上がっているので、資する取組についても今からしっかり考えていただきたい。

〔会長〕

FIT期間終了後も何らかの形で地元貢献していくということだと思うが、事業者から何かあるか。

〔事業者〕

売上という基準は赤字になる恐れがあるので、利益の何%という相談はできるかもしれない。基本計画の枠組みもあるため、そこに大きな影響を与えない範囲で考えていきたい。

〔会長〕

そこも論点として残し、議論を進めていく。

〔事業者〕

「(7) 安全・安心対策について」～「(12) 地元住民の意見について」を説明。

○第3発電所は、太陽光に適している土地で、可能性があるという意味で記載していたが、計画はない。

〔委員〕

(12) について、地元住民が意見を言いたい場合の窓口は設定しているのか。

〔事業者〕

建設中、現段階含めて、マッコーリーキャピタルに直接ご連絡いただいても構わないし、建設中、建設後については我々含めた電気主任技術者、駐在しているものを窓口として設定するのでそちらにご連絡していただければと思う。

〔委員〕

地元という表現は、どの地区を指して地元と表現しているのか事業者から説明願いたい。

〔事業者〕

事業地がある周辺の区が主だが、それ以外に下流域で水害等の影響を与えるところを含めて地元という表現をさせていただいている。

〔委員〕

下流域とはどの辺なのか。言葉は具体的に説明すべき。もう一点。調整池を合計20数か所設置する予定だが、詳細な構造も含め、次回協議会には具体的な提示を願いたい。また、送電設備についてはどうなのかということも次回かそれ以降に具体的に図を提示して説明願いたい。

〔会長〕

いずれも大事な点だと思うので、引き続き次回以降、資料の準備、審議を進めていきたい。

(13) 以降については、次回以降に引き続き回答させていただければと思う。今回は現地確認実施予定とのことだったため、事務局より説明願う。

〔事務局〕

現地確認を行いたいのご意見があり、第3回の協議会で現地確認を行いたいと考えている。

〔事業者〕

資料（非公開）を用いて現地視察ルート案説明。

〔事務局〕

このルート案に、委員の皆様の見たいポイントを加えたいので、確認したい場所がある場合は、「意見・要望書」にご記入いただきたい。

## (2) 議事② その他

〔農業委員会事務局長〕

農業委員会の立場について、再エネ法とのかかわりは、基本計画が改定され設備整備計画が認定されると、農業委員会の許可によらず、再エネ法の規定により農地法の規定による転用があったものとみなす、いわゆるみなし農地転用許可というものがある。委員の皆様には頭の隅においていただきたい。

※事務局より次回日程、意見書について説明。